

## 封建「地代」の非地代性：共同体論との関連に於て

友岡，学

<https://doi.org/10.15017/2920518>

---

出版情報：経済論究. 9, pp. 42-62, 1961-05-20. 九州大学大学院経済学会  
バージョン：  
権利関係：

## 封建「地代」の非地代性

——共同体論との関連に於て——

友 岡 学

封建的土地所有論についての反省（拙稿「封建的土地所有の論理」「経済学研究」24の2）は、必然的に封建「地代」論と「経済外的強制」論についての反省に導かれる。

その第一は： 封建的土地所有についての新しい論理的規定が封建「地代」論にどう反映するか；あるいは同じことだが、封建的所有の二重性に封建「地代」がいかに対応するか；である。その第二は： 土地所有が経済的に自己実現される形態という地代の一般的規定に、経済外的強制がいかに対応するか；ということである。

この二つの問題に附随する・あるいは関連する・派生的諸問題は、時に応じて触れられよう。

### (1) 土地所有と地代

〔1〕 はじめに、土地所有と地代についての一般的概念規定を検討しておく。その必要性は行論のうちにおのずから明らかにされよう。そのために、マルクスの諸命題を吟味する。

A 「地代の独自の形態のいかんを問わず、すべての地代類型に共通するのは、地代の取得は土地所有が自らを実現する経済的形態だということ、および地代の方は土地所有・地球の一定部分にたいする一定個人の所有を前提するということである。<sup>註1</sup>」

ここでは地代の「取得」が規定され、また、土地所有が「一定個人」の所有といい直されていることに注意しておきたい。地代そのものについての規定はつぎのように与えられる。

B 「およそ地代なるものは剰余価値であり、剰余労働の生産物である。」<sup>註2</sup>

そしてまた別の所、「資本制的生産様式のもとでの前提は」とはじまる文章の中で、つぎのようにいう；

C 「つまり地代は、この場合には、土地所有が経済的に自己を実現・利用する形態である。」<sup>註3</sup>

これらの諸命題から、重要な問題が三つえられる。その一つ：地代は「一定個人の所有」を前提するが、封建的所有は一定個人の所有ではない。一定個人の所有と集団所有とはいかに整合せしめられるか？ 二つ：土地所有が経済的に自己実現する形態は、一方では「地代の取得」であり、他方では「地代そのもの」である。そしてさらに、地代の取得に形態があり、地代そのものにも形態があるとすれば（いわゆる経済外的取得、いわゆる封建地代）形態の形態という同義反覆はまぬがれない。三つ：地代は剰余価値であり、剰余労働の生産物であるが、階級関係のうちに存在しない集団的土地所有の上での生産には、剰余労働いわずに剰余価値は成立しない。

〔2〕 第一の問題について： あらゆる所有は一元的である。集団所有もその例外でない。ここでは集団そのものが一元的に所有主体である。封建的所有では、事柄が複雑になっているが、その本質は変わらない。二重性のうちにあるが、それは二元化されているのではなく、一元の内部で二重になっているのである。封建的所有が領主の所有と同意語ではなく、また農民の所有でもなく、両者の統一された形態であるという意味は、領主と農民の私的関係が封建的所有の関係ではないことである。

所有の一元性という意味において、「一定個人の所有」が理解されるならば、これはあらゆる所有に妥当する。<sup>註4</sup>しかし、集団そのものが一つの人格的主体であり、社会的個体であるという意味で、「一定個人」に擬せられうるとしても、そして純粹の「一定個人」と擬制的な「一定個人」との間の同一性（一元性）は認められうるが、自然的個体がそのまま社会的個体である「個人」と複数の自然的個体が一体的に社会的個体である「集団」との根本的相違は解消さるべくもない。<sup>註5</sup>この相違こそ、前資本主義的（共同体的）生産様式と資本主

義的生産様式における人間存在の決定的相違にはかならぬ。この相違に対応して、土地所有の関係もまたその意味を異にする。すなわち——

第一に：資本主義的生産様式のもとでは、土地に関して所有と非所有とが対立するが、共同体的生産様式のもとでは、一つの所有が他の所有に対立する。<sup>註6</sup>前者では、所有主体（土地所有者）と生産主体（生産者＝資本家）が個別的に分化しているが；後者では一体的である。したがって、前者では、土地所有は貸借の関係として現われるが；後者では排除の関係として現われる。第二に：資本主義的生産様式のもとでは、生産は土地所有を社会的に前提しないが；共同体的生産様式のもとでは前提する。前者では、土地所有は基本的生産関係ではないが；後者ではそうである。第三に：資本主義的生産様式のもとでは、所有主体（地主）の再生産は生産主体（資本家生産者）にとつて何らの前提的実存条件ではないが；共同体的生産様式のもとでは、生産主体の再生産は所有主体の再生産なしには行なわれえず、それとともに行なわれる。

このような本質的相違は、土地所有一般として資本主義的土地所有と共同体的土地所有を綜合することを無内容たらしめる。「地球の一定部分にたいする一定個人の（すなわち、一元的の——友岡）所有」は、土地所有の自然的説明であつて、社会的説明ではない。それ自体、何ら人間関係を表示するものではないから。すなわち、土地所有一般は、地代にとつての自然的前提であるが、社会的前提ではない。

〔3〕 第二の問題について： 大谷瑞郎氏はつぎのようにいう；

「封建的な土地所有関係と近代的な土地所有関係との違いは、要するに、経済的な関係によつて地代が成立するか、それとも経済的には地代が支払われる理由は少しもないのに、『地代』が経済外的に取り立てられるか、という点に存在する。」<sup>註7</sup>

注意して読めば、二つのものの区別を別の度量で行なつていのに気付くだろう。大谷氏はここで近代的土地所有関係に地代の経済的成立を、封建的土地所有関係に地代の経済外的（成立ではなく）取得（＝支払および取り立て）を結びつけて、両者の違いを見ている。氏によれば、封建「地代」は経済的に成

立するが経済外的に取得される如くである。ところが別の文章では異なる。

「ところで、日本でも徳川時代からしだいに発達してきて明治維新後に広がったようないわゆる寄生地主のばあいには、地代は経済的に成立するから『寄生地主制』を封建制度と規定するのは誤まりである。」<sup>註8</sup>

ここでは、両者の区別は地代の経済的「成立」と経済外的「成立」という同一度量の有無によつてなされる。

大谷氏の混乱は、土地所有の歴史的規定性を地代の形態によつて見定めようとする点にはじまり、地代そのもの、地代の成立、地代の取得という諸概念の乱用をもつて終つている。

ところで、「土地所有が経済的に自己を実現する」ということは、土地所有主体が自己を再生産することを意味するだろう。くだけていえば、土地を所有することを経済的に意味あらしめることである。したがつて、土地を所有することの経済的意味が異なれば、土地所有実現の経済的意味もまた異ならざるをえない。

共同体的生産様式では、生産は土地所有を絶対的に（自然的にかつ社会的に）前提する。ここでは、土地に対する所有主体が再生産されなければ、生産主体も再生産されない。所有主体と生産主体は一体的に存在する。すなわち、ここでは、土地所有の経済的実現は、生産にとつての絶対的な実存条件である。

資本主義的生産様式では、生産は土地所有を相対的に（自然的にのみ）前提する。所有主体と生産主体は独立的に存在し、土地に対する所有主体（土地所有者＝地主）の再生産の如何を問わず生産主体（資本家）は再生産されうる。すなわち、ここでは、土地所有の経済的実現は、生産にとつて何ら実存条件をなさない。

土地所有の歴史的規定性に対応して、土地所有実現の経済性もまた特殊歴史的に規定されるとすれば、地代もまた、その歴史的規定性においてのみ把握されざるをえない。地代として一括されうるには余りにも二つの地代はその本質を異にしており、地代の一般的規定を無内容ならしめる。

土地所有実現の経済性（歴史的規定性）に対応して、実現の機構もまた特殊

歴史的である。資本主義的生産様式のもとでは、土地は商品化されて価格をもつ。所有主体は、彼の土地を購入した。土地所有は、ここでは、貨幣資本投下の一つの形式である。貨幣資本家が利子（Rente）によつてその資本所有を経済的に実現する（資本を所有することを経済的に意味あらしめる）ように、土地所有者は地代（Grundrente）によつて彼の土地所有を実現する（土地を所有することを経済的に意味あらしめる）。もし彼が土地所有の主体性を喪失する時には、土地の対価を貨幣資本として受け取る。彼が純然たる貨幣資本所有者であるか；あるいは土地所有者であるか；という事情は、貨幣資本投下にもなう危険とその経済的効果についての判断にもとづく。彼が土地所有者であるということは、貨幣資本所有者として利子を期待する以上に、地代を期待しているにすぎない。彼が土地所有者でありうる最低の条件は、土地所有に投下した価格に見合つて一般的利子率に規定されただけの地代を回収することである。しかし、その場合には、彼が資本そのものを所有するのではなく・特別に土地を所有することの意味はなくなる。すなわち、土地所有は、ここでは、貨幣資本所有の一つの形態にすぎない。彼にとつては、利子に見合う地代が取得されることが、彼の所有の経済的实现である。そして大事なことは、彼の所有は社会的に保障されている。すなわち、土地所有の確保のために何ものも要しない。現実には、その保障費として、地代のなかからその一部分が税金として提供されるが、私有財産制が一般化されているところでは、それは捨象される。

共同体的生産様式のもとでは、土地は占取される対象であり、そのために他を排除しなければならぬ。ここでは売買ではなく、斗争が行なわれる。土地を所有するのに費用を要することは資本主義生産様式の場合と同一であるが（ただし、そこでは価格が、ここでは斗争に要する諸費用が）；ここでは、さらに所有の確保のためにも費用（防御の費用）を要する。前者では、所有したものは対価を支払われずに失なうことはないが；ここでは、無償に失なわれる。そして、土地に対する所有の主体性が失なわれる時には、同時に、生産主体性もまた失なわれる。したがつて、土地所有の経済的实现は、土地所有の確保のために要する諸費用の不断の生産と支出によつてのみ保障される。その諸費用の

量は現実の敵対的關係の様相によつてきまる。

兩者の本質的相違は、つぎのように、要約的に規定される。資本主義的土地所有の経済的實現（所有主体の経済的生産）は、地代の「収取と消費」によつて行なわれ；共同体的土地所有の経済的實現（所有主体の再生産）は「地代」の「生産と支出」によつて行なわれる。

[4] 第三の問題について：剰余価値は、いうまでもなく、資本の存在しない所には存在しない・特殊歴史的な・範疇である。したがつて、げんみつには「およそ地代なるもの」が、前資本制「地代」を包含する限り、剰余価値であるとはいえない。資本制地代についてのみいえる。これは明白である。「剰余（労働）の生産物」についてはどうか？「労働が必要労働時間よりも長い限り、あるいはそれを可能ならしめるだけ生産力が発達している限り、剰余労働と剰余生産物とはいかなる生産様式においても存在する。」<sup>註9</sup>すなわち、これによれば、剰余（労働）生産物は、歴史を超越する。ここに一つのダイレンマがある。一方では地代は剰余価値として特殊歴史的に把握され、他方では剰余（労働の）生産物として超歴史的に把握される。

従来の見解にしたがつても、このダイレンマをさけることはできない。わたしたちには、いわゆる封建地代以前には「地代」は与えられていない。だが、封建時代以前にも土地所有は与えられている。土地所有は経済的に自己實現されねばならないという一般的命題は、ここでは全く宙に浮く。「資本が剰余労働を發明したのではない。社会の一部の者が生産手段を独占しているところでは、何処においても労働者は、自由であろうと、不自由であろうと、生産手段の所有者のために生活手段を生産するために、自分の自己維持に必要な労働時間のうゑに余分な労働時間を追加せねばならぬ。」<sup>註10</sup>だが、マルクスもまたいうように、土地所有の本源的形態は集团的所有である。そこでは、生産手段（土地）は「社会の一部の者」が独占してはいない。したがつて、「必要な労働時間のうゑに余分な労働時間を追加」する必要はない。剰余労働が存在する余地があり、剰余労働が存在しない所に、別の命題は、地代の存在（土地所有の存在）を命令する。

デレンマから脱するのは簡単である。「剰余（労働の）生産物」もまた特殊歴史的規定性のうちに把握することである。

剰余労働〔時間〕に対置される限りの必要労働〔時間〕は「独自の商品たる労働力の生産に必要な労働時間」であり、必要労働は「この時間中に支出される労働<sup>註11</sup>」である。この規定から理解されうことは、剰余労働〔時間〕は、労働力の再生産にとつて全くの余分であり、彼の全労働〔時間〕から剰余労働〔時間〕を差し引いても、彼自身の再生産には何も影響しないことである。この事情は、共同体的生産様式にはあてはまらない。ここでは、労働主体は、同時に、そして何よりも、生産主体であり、生産主体は、同時に、そして何よりも、所有主体である。労働主体の再生産は、生産主体の再生産を前提し、生産主体の再生産は、所有主体の再生産を前提する。したがつて、「剰余労働」部分は、労働主体が独自の存在すれば、（直接的には）彼にとつて余分であるが、生産主体とともに一体的に存在する限り、（間接的には）余分ではなく全く必要な労働部分である。すなわち、ここでは剰余労働が範疇的に定立しない。ここでの「地代」は剰余労働ではない。

〔5〕以上の理論的検討を通じて、地代を、土地所有の歴史的規定性抜きに、規定することの無意味さを知つた。地代を、資本主義的土地所有のもとで理解すれば、その規定は共同体的土地所有については妥当しない。共同体的土地所有の経済的実現としての共同体的(公的)諸費用の生産を、「地代」の生産と名づけるとすれば、この「地代」の性格は、資本主義的土地所有の経済的実現として収取される地代には妥当しない。いずれをも地代と名づけ、地代として一括するには、両者は余りにもその本質を異にし過ぎる、地代を土地利子Grundrente と名づけること自体のうちに、本来の地代が表現されているのではあるまいか。

共同体的生産様式においては、それが前提する土地所有の特殊歴史的規定性のゆえに、再生産は不断の「地代」の生産として行なわれる。「地代」生産は、ここでは生産主体（集団そのもの）の再生産にとつて必要な実存条件である。したがつて、「地代」生産に要する労働もまた必要な労働であり、「地代」として一括される諸費用は必要な労働（生産物）である。この諸費用が勞



働そのものであるか（いわゆる労働地代）あるいは生産物として現われるか（いわゆる現物地代あるいは生産物地代）は、さし当りの問題ではない。このように、直接的に、労働主体の再生産に必要なでない労働（の生産物）＝「剰余」労働（の生産物）が不断に直接的生産の内部で生産され、外部で支出されなければならないという事情に、共同体的生産が単純再生産として現われねばならない現実の経済的原因がある。単純再生産として現われる拡大再生産である。

資本主義的生産様式においては、地代は、生産主体にとつては、いわば生産過程上に必ず随伴する廢物に相当するかも知れない。廢物の排出が、資本の再生産にとつて何らの阻害条件をなさないように、地代の支払いは、その拡大再生産にとつて無関係である。彼は地代を支払つても、一般利潤率に見合う利潤をえるからである。生産主体は、土地を所有する必要はなく、それを利用する必要があるだけである。資本主義的土地所有者こそ、生産に「寄生」している。もつとも、その「寄生」は、その寄生主（母体）＝資本主義的生産を損なうものではないが。

註1 マルクス；『資本論』3巻，長谷部訳 青木文庫版（12），892頁。傍点は友岡。

註2 同上；（12），892頁。傍点は友岡。

註3 同上；（12），871頁。命題Aでは「地代の取得」，ここでは「地代そのもの」。ここでいう「この場合には」に特別の意味があるか？

註4 命題Aに続く文章，「といつても，その所有者は……共同体を代表する個人であつてもよく……」

註5 自然的個体と社会的個体という概念の区別は必要である。拙稿「共同体の概念規定——一つの試み——」（未発表）参照。従来，この区別はなされなかつた。

註6 中村吉次『日本の村落共同体』23頁。この点は，「共同体の概念規定——一つの試み——」で詳しく説明する予定。

註7 大谷瑞郎「共同体をどう問題にするか」『経済評論』1957. 5.，126頁。傍点は友岡。

註8 大谷瑞郎；同稿，127頁。傍点は友岡。

註9 岩波『経済学小辞典』541頁。傍点は友岡。

註10 マルクス『資本論』（2）411頁。傍点は友岡。

註11 マルクス；同書（2）384頁。

## (2) 所有の二重性と封建「地代」

〔1〕 田中陽児氏は「封建地代の形態について」と題する一文で、<sup>註12</sup>エム・ヴェ・  
 コルガーノフの「封建制の基本的経済法則について」<sup>註13</sup>を紹介している。これに  
 よつて、コルガーノフの封建「地代」発生史についての見解にふれておきたい。

コルガーノフは、「封建的搾取の原初的な唯一の形態が貢物」であるという。貢物は明らかに征服的行為の結果であり、一つの集団の・隣接する他の集団に  
 対する・臣従（外的関係）の物的表現である。この相隣接する集団（共同体）  
 が封建関係のうちにあるとすれば、この貢物は、臣従する共同体の「地代」として生産されたものであることは明白である。それによつて、臣従する共同体の土地所有は安堵される。土地に対する所有の主体性が再生産される。臣従関係が成立しない時には、その「地代」でみずから土地所有を確保する。「地代」としての「貢物」はここでは臣従する共同体の、臣従される共同体に対する土地所有の安堵料である。ところが、臣従される共同体は、なお独立の共同体である限り、みずからの力で、自己の土地所有を確保するために、「地代」を他の形で生産しなければならぬ。臣従する共同体から貢物を得ることによつて「地代」の生産が無用になることはない。また、両者が合体して新たに一つの（連合）共同体をつくるとすれば、貢物はもはや貢物ではない。それはあくまで、共同体相互の外的関係の物的表現であつて、内的関係のそれではないから。したがつて、貢物は、それ自体、「地代」の一つの形態ではあつても、唯一の形態ではない。

コルガーノフは、封建制の第二の段階に現われる「地代」を「現物貢租」と考える。「これこそ貢物の転化形態にはかならない。貢物との差異は、住民一般ではなく、領主の世襲領に住む、一定の農民によつて支払われ、定期的にうけとられるという点にある。」（傍点は友岡）「現物貢租」を「貢物の転化形態」と考えることにおいて、彼は誤まつている。彼自身なお、「現物貢租」が「住民一般ではなく」恐らく征服共同体の古くからの農民によつて支払われる

という。貢物は臣従する共同体の臣従される共同体に対する外的関係の物的表現であるので、臣従される・あるいは征服した・共同体は、いかなる意味においても、「地代」を貢物として生産しなかつた。そこでは、以前から、「地代」を現物貢租—コルガーノフの用語を仮に借用すれば—として生産していた。

コルガーノフは「農奴制をもつて、緩和された奴隷制とみなし、封建制自体を奴隷制的体制の進化とみるならば、賦役を封建的生産様式の出発点と考えることもできよう」が、ここのようなクーランジュ的・ロマニスト的見解はわれわれにとつて無縁なものである、という。ここでは一面において正しく、他の一面において誤まつている。「農奴制をもつて、緩和された奴隷制とみなし、封建制自体を奴隷制的体制の進化とみる」ことには、彼とともにわたしも賛同できない。<sup>註14</sup>しかし、そのように「みるならば、賦役を封建的生産様式の出発点と考えることができ」と彼がいうことには賛同できない。奴隷制を前提することなく、賦役を封建的生産様式の出発点と考えることは—それが正しいかどうかは今別として—できるし、またそのように考えることが、ロマニスト的見解ではあるまいから。

コルガーノフには、つねに、封建的所有が前提され、その出所は不問に附されている。「封建社会の初期の段階では、領主は自由世襲領の所有者として、現われ」「第二段階では、封建所領の中に、村落共同体をみる。」すなわち、共同体の発展のうちに封建的所領の出現をみるのではなく、逆に、封建的所領の中に共同体をみる。そして、ここでは、みづから排撃するロマニスト的見解に接近する。

〔2〕 マルクスは、賦役労働が封建「地代」の最初の形態として現われることについて、示唆的に言及することがあつた。少し長いが引用しよう。

「賦役労働は、ドナウ諸公国では、現物地代その他の農奴制附属物と結びついていたが、支配階級への決定的な貢納をなしていた。こうした事情の所では、賦役労働が農奴制から発生したことはめつたになく、むしろ、たいてい逆に、農奴制が賦役労働から発生したのである。ルーマニア諸州がそうであつた。その本源的生産様式は共同所有に基づいていたが、しかし、スラヴ的な・いわんやインド的な・形態での共同所有には基づいてはいなかつた。地所

の一部分は自由な私的所有として、共同体の成員たちにより自立的に經營され、他の一部分—共有地—は彼等によつて共同的に耕作された。この共同労働の生産物は、一部は凶作その他の災害のための予備財産として役立ち、一部は戦費・宗教費、その他の共同体の支出を賄うための国有財産として役立つた。時がたつうちに、戦争および教会関係の顯職者たちが、共同財産と共に、そのためになされる労務を横奪した。自由農民たちが彼等の共有地で行つた労働が、共有地盗奪者のための賦役労働に転化した。そして同時に農奴制諸関係が發展した……」<sup>註15</sup>

もちろん、ルーマニア諸州に現われた形態をそのまま一般化するわけにはゆかぬ。共有地が共同体の諸費用を賄う国有（共同体有）財産として存在することについても同様である。共有地は、ふつう、不分割の生産諸条件（土地）であり、そこだけでは生産が全うされないが、またそれなしにも生産が全うされない部分である。個別化（分割）されれば、生産条件としての役割を失なわねばならぬ点において、耕地ではない。耕地は、個別化された地片（strips）として生産手段でありうる。放牧地、森林、沼沢、河川、荒撫地等々が共有地である。したがつて、共同体の公的諸費用は、共有地での生産によるのではなく、共有地の利用に参加することによつて、各自の保有分（virgate; Hufe）<sup>註16</sup>における生産を全うする諸保有農民の生産物の中から賄なわれる。これが「地代」であるが、これは共有地における労働（の生産物）ではない。

また、マルクスは、賦役労働を共有地における労働が転化したものである、というが、これも疑わしい。共有地での労働は、共有地の生産条件としての不完全性のゆえに、それ自体では生産的でない。それはただ薪や木材や魚や枯葉や等々をもたらすだけである。

これらの事情を抜きにしても、公共的（共同体的）労働が賦役労働に転化したこと、「地代」は、本来、共同体の再生産に必要な公的（共同体的）諸費用（さし当り、ふさわしい言葉をみつければ、公租）であることが、そこから読みとれる。

〔3〕封建「地代」は封建的土地所有の経済的自己実現を物的に表現するものである；と考えられるならば、この「地代」は封建的土地所有の特殊歴史的規

定性のうちに理解されねばならぬ。封建的土地所有は二重の所有であるが、所有原理からみて一つの背理であるこの所有は、それぞれの主体の特殊の定在のゆえに、歴史的な必然性のうちにある。この特殊歴史的規定性をいま一度想起しよう。<sup>註17</sup>

封建的土地所有は共同体的土地所有の発展した形態である。ここでも、土地所有は、生産の絶対的前提性を捨ててはいない。相互に土地所有を満足しあっている諸共同体は、生産力の発展がそこに直接的に現われる人口増大に見合う土地を所有しなければならなくなる時、敵対的關係のうち自己を見出す。この敵対的關係のうち、共同体は、その二重の規定性（主体性と即物性）を、自己の内部に具体化する。外的關係はいまや内的關係において現われ、共同体自体が關係的になる。みずから關係的になる時、共同体は封建化される。領主（戦士、僧侶等）諸家族集団と農民（生産者）諸家族集団が、こうして、共同体の内部に、しかも家族集団の間に現われ出る。封建的土地所有が共同体的土地所有の発展した形態である以上、ここにも、共同体の二重の規定性は貫徹し（あるいは、むしろ具体化し）両諸家族集団はともに二重に存在する。

領主諸家族集団は、共同体の主体性を体现するものとして、領主「身分」のうちに自己を措定し、農民諸家族集団は、共同体の即物性を体现するものとして、農奴「身分」のうちに自己を措定する。ここだけの關係からは、農民は農奴として、領主に所有されているように見える。しかし、農民は、主体性を喪失しているのではなく、代位されているのにすぎない。領主の命令に服するのは、領主個人に服するのではなく、共同体の主体性が人格化したものとして領主身分にある・領主に服するのである。領主個人に所有されているのではなく一もしそういたいなら一共同体自体に所有されている。すなわち、自分自身に所有されている。

他方において、両諸家族集団も、それぞれの集団（基本的集団の分化・分裂した二次的集団）において、独自の、共同体的に存在する。しかし、領主諸家族集団は、直接的生産に従事しないので、集団の独自の共同体としての規定性を完結せず；農民諸家族集団は、それ自体において、独自の、共同体として

の規定性を完結しつつある。

したがって、封建的土地所有の経済的自己実現もまた二重でなくてはならぬ。第一は；領主諸家族集団と農民諸家族集団とが一体的に構成する（より正しくは、そこから分化した）共同体の所有主体性の再生産であり、第二は；その共同体に媒介される・あるいは限定される（身分はその形式である）・ことによつて可能であるとはいえ、独自の存在しつつある（二次的）集団の所有主体性の再生産である。第一の面において；領主身分に随伴する職務遂行に必要な諸費用（共同体全体の費用）として「地代」が生産される。第二の面に於て；領主家族の生活に必要な諸費用として「地代」が生産される。形の上では、それらは、区別されずに、一括して領主に支払われるかも知れないが、領主は、それらを、公務に必要な諸費用と、家族の家計維持に必要な諸費用とに使い分ける。それは、他の諸条件を捨象すれば、現代の税金と同じである。この「地代」生産および「領主への支払」は、何らの経済外的強制を要しない。「支払う必要が少しもない」のに支払うのではなく、必要があるから支払う。その必要は全く経済的に由来する。<sup>註18</sup> 経済外的強制が作用しているように見えるのは「地代」が、実質では共同体自体に支払われているのに、集形の上で、領主個人に支払われているという事情による。領主は、私的に、共同体の土地所有を独占しているのではない。農民は土地を領主個人から借りるのでなく（もし借りるのであれば、「地代」は借地料として現われ、そしてそこにも、経済外的強制の入りこむ余地はない）、領主に人格的表現を見出す共同体自体に媒介される形式としての身分において所有する。また、領主は、無償で、この「地代」を受け取るのではない。領主はそれと引きかえに、またそれをもつて、共同体全体に必要な行為を、身分に義務づけられた職務として、代行する。近代的土地所有者が、地代で坐食するのは異なつて、ここでは、「地代」で行動する。

封建「地代」が最初に労働「地代」（賦役）として現われねばならぬ；とするのは、正当性をもつまい。より多くの可能性として、「地代」が労働形態において現われるのであつて、理論的にも、歴史的にも、労働「地代」は生産物

(現物)「地代」とともに現われうるし、また現われた。しかし、労働形態から現物形態への「地代」の移行は、論理的である。

本源的共同体の時代には、共同体成員が、ともに生産し、ともに斗い、ともに祈つたかも知れない。直接的生産に投じられる労働以外の労働のすべてが、ここではそのまま「地代」である。この意味では、労働「地代」は、「地代」の本源的形態といえる。「地代」はここでは公共的(共同体的)労働そのものである。この公共的労働としての「地代」が、より多くの可能性をもつて、封建「地代」に、伝統的に、習慣的に、接続する。後に、共同体内部に、労働の技術的分割とその体系化が進行し、またこれが、共同体の内的分裂の発生と重なりあい、概して、「地代」を生産する労働と「地代」を支出する労働が分化する。この時、「地代」が封建「地代」になつたといえよう。「地代」を生産する労働が、「地代」を支出する労働(公共的職務=戦争や祭祀や占星や等々)を行なう領主の・その身分において所有する(=保有する)・土地の上で行なわれ、労働形態(賦役)をとつた「地代」そのものとなる。しかし、「地代」は、領主直領地での賦役において、そのすべてをあらわすのではない。城砦の構築、寺院の建立、道路の修築、水路の開発等々の、永久的地上設備の生産は、労働の共同体内での分割が未発展の段階では、農民の直接的労働によつて行なわれる。特に、運搬賦役は長く存続する。また「地代」は武器、祭祀器具等々の生産物形態においても生産される。それらが専門的労働を必要とすれば、デミウルギツシユな労働の分割が行なわれ、それらの専門職人は、共同体によつて養なわれる。その諸費用もまた、生産物形態にある「地代」として生産されよう。「地代」は、このように、共同体の土地所有の経済的実現(所有主体の再生産)に必要とされる一切のものをふくみ、その必要なものの性質にしたがつて、労働そのものにおいて意味を有するか、生産物において意味を有するかする。しかし、「地代」が労働形態にあるというのは、それ自体において、一つの困難を有し、生産物形態に転化しなければならぬ。

第一に：労働形態にある「地代」、すなわち労働「地代」においては、「地代」は「地代」を生産する労働である；という同義反覆をまぬがれない。労働「地代」は、明らかに、その行為自体に意味があるのではなく、その結果に意

味がある。その生産物が「地代」として期待されている。「地代」を生産する労働が、期待された「地代」を生産するかどうかは、必ずしも保障されえない。<sup>註19</sup>そこで、請負的になる。

第二に：領主直領地での生産（賦役）は、農民保有地での生産と並行して行なわれるので、同時的労働が空間的に分離され、「地代」生産が困難になる。農業生産が季節的に集中される労働を必要とすることは自然的事実である。

註12 「歴史学研究」201号。

註13 「歴史の諸問題」1954.9.

註14 拙稿「奴隷——その非定在的なもの——」（未発表）参照。

註15 マルクス；『資本論』（2）414～415頁。傍点は友岡。原文の傍点は省略。

註16 G. v. ベロウはいう；「我々は共同体員の耕作に委せられぬ土地、すなわち放牧地、森林、原野、河川、湿地等に Allmende 及び Gemeinde Mark（共有地・入相地）なる歴史的呼称を用いる。村の道路及び村内の分割されぬ場所も同じくこれに属する。収穫の取入の後には耕地もまた共同体家畜の刈田飼い（Stoppelweide）が行なわれた限りやはり共有地<sup>アルメンデ</sup>の性質をおびたのである」『ドイツ中世農業史』掘米訳、17～18頁。

マルクスがここでいうような共有地のあり方は、たとえば、組合有地として、わたしたちの身近に見出す。組合——それが何であれ——の費用を賄うために、組合所有の耕地があり、そこで一定時間共同して働らき、えられた生産物を（売却して）組合の費用にあてる。この場合、組合有地がなくとも、組合に参加する成員は、それなりに生産を全うできる。この点が、本来的な共有地と異なる。だから、この場合、組合有地として、耕地を除外する必然的理由はない。めいめいが生産した生産物の中から、組合の費用が賄なわれればよいから。

註17 拙稿「封建的土地所有の論理」参照。

註18 「経済的」ということをごく単純に「商品交換＝価値法則的」と理解して、それに直接媒介されないことをもつて経済外的であるといえようか。たとえば；

「このように農民は自営農民として『自立的農業生産』を営んでいるから、農民自身の労働の再生産は商品交換＝価値法則によつて媒介されえない。したがつて（!）領主による封建地代の徴収は『経済外的強制』によつてのみ可能となる。」

ここでいわれている「自立的」ということの意味とともに、経済外的強制の意味は後で言及されよう。山田浩之；「封建地代とブルジョアの発展」『経済論叢』74の5、25頁。傍点と括弧内は友岡。価値法則が歴史の法則であることは、経済的といわれる所につねに直接的に存在することを意味しないだろう。

封建「地代」が支払われる必要があるのは、資本制地代が支払われる必要があるのと同じく経済的理由による。ただ異なるのは、前者が、「支払」わなければ、



土地所有の確保が困難になり、したがって、生産主体としての再生産が困難になるのに、後者は、支払わなければ、土地が利用されえず、したがって生産主体として再生産が行なわれえないという点である。前者では、「支払」わなければならぬが、後者は、支払わなくとも（支払わずにすめば）、生産主体としての再生産に支障はない。

註19 コスミンスキーが、「現物地代」rent in kind を「封建地代の最初の形態」と考えているのもうなずける。イギリス封建地代の展開』泰玄竜訳、137頁。

註20 こういう季節的賦役のほかに、時期を選ばない賦役もまた、農業生産にとって耐えがたい障害となる。「不定の労役が農民の経済に及ぼした障害は、労役の無限性ではなく労働の日が確定していなかつたこと、そしてその結果農民の経済的運営に障害を与えたことにある。」G. v. ペロウ；前掲書、122頁。

### (3) 経済外的強制

〔1〕 経済外的強制の有無によつて、封建関係の有無を見ようとする点において共通していたいわゆる封建論争は、まだ終局的解決には達していないようである。今は論争に疲れ、理論的分裂のまま、これからの現実の推移に、判定をまかせた恰好になつている。あるいは、そういう状態が、論争の無意味さを語つているのかも知れない。この果しなかつた論争のなから、経済外的強制そのものに目を向けようとした人の出なかつたのは、一つの不思議である。そこでは無条件に経済外的強制が封建制経済に結びつけられていた。方法論的に敵対していた者どうしが、その本質において、方法論的に共通していた；といえ、しかられよう。しかし、それは事実であるらしい。

ここでは、従来諸見解をいちいち取り上げることはやめ、マルクスとレーニンの見解に対して、若干の言及をなすにとどめる。今直接大事なことは、「経済外的強制」を論理的に否定することであつて、その歴史的存在を否定することでも、また論理的に否定されたものがいかにして歴史的に存在するかという事情を明らかにすることでもない。それはつぎの問題である。

〔2〕 マルクスは『資本論』で、経済外的強制について、ただ一回言及するのみである。すなわち「第四十七章 資本制地代の発生史 第二節 労働地代」で、つぎのよういふ；

「直接的労働者が自分自身の生活維持手段の生産のために必要な生産手段お

よび労働条件の『占有者』たるにとどまるような凡ゆる形態においては、所有関係は同時に直接的な支配—および隷属関係としてあらわれざるをえず、したがって、直接的生産者は非自由—非自由といつても、賦役労働をとまなう農奴制から、単なる貢納義務までの相違がありうる—としてあらわれざるを得ない。直接的生産者はこのばあい、前提によれば、自分自身の生産手段—自分の労働の実現のため及び自分の生活維持手段の生産のために必要な労働条件—を占有している。彼は自分の農耕、ならびに、これを結びつけた農村—家庭的工業を自立して営む。……こうした条件のもとでは、名目的土地所有者のための剰余労働は、経済外的強制—それがどんな形態をとるかをとわず—によつてのみ<sup>註21</sup> 彼等から強奪される」

直接生産者の人格的自立性、すなわち、所有と生産の主体性を完成し、領主とはいかなる意味においても独立しているとすれば、領主はもはや領主ではなく、領主の「剰余労働（生産物）」収取はそれこそ経済外的強制によらざるをえない。このばあいこそ「経済的に地代が支払われる理由が少しもない。」しかし実際はこれと異なる。

「名目的」所有者というのは、所有の主体性を他から委譲されていることである。本来の所有者（主体）は共同体自体である。領主は、共同体の所有主体性を人格的に表現する担い手であつて、その限りにおいて、共同体の所有者としてあらわれる。そのいわば名目料として、彼は、自分の土地を所有する。直領地（demesne）がこれである。直領地は、共同体土地所有の主体性を領主において代表せしめる諸費用をうみだす対象にはかならぬ。

他方、農民は「占有」者であつて、所有主体性を完成した・言葉通りの・所有者ではない。彼はそのいわば占有料を、彼が占有する生産諸条件によつて生産し、共同体に支払う。これが前述の名目料にあてられる。あるいは、領主は直領地でみずから生産しないので、農民の占有料は、領主直領地での労働（の生産物）として、支払われる。「名目」であり、「占有」であるからこそ、「地代」は経済的に支払われる理由をもつ。まさに逆である。また、「名目」であり、「占有」であるからこそ、両者はともに「自立」していない。これも、まさに逆である。<sup>註22</sup>

経済外的強制がもし作用するとすれば、それは、そのように観念されるからであつて、「地代」生産の本質的關係をかえるものではない。直領地での労働は、形の上では、領主個人に支払われ、領主の「私的」生活の再生産のために行なわれ、農民がそれぞれ自己の生産の主体性を独立化（＝自立化）すればするほど、自己の存続にとつて、無縁なものに思われて来る。それぞれが、身分において、その身分に附属する諸義務を負つて、所有する保有地は、長い世襲のくりかえしのうちに、自分の「家(族)」個有の財産として観念される。公（共同体）的権力であつた領主権力が、領主に固有の権力として私権化されてあらわれ、外的に自己の主体性を代表する關係であるという権力の本質が、共同体の外部から転じて内部に向けてあらわれる。そこに経済外的強制があらわれ、またそれとして観念化される。しかし、観念化される時には、封建關係は、解体の過程のうちにあるだろう。そのように観念化される物質的諸条件が、反封建的關係（反体制的關係）として成長しているにちがいないから。多くの百姓一揆が、年貢の軽減を要求するのみで、その廃棄を要求するものではなかつたこと、すなわち、本質的に反体制的なものでなかつたことは、「地代」の生産と支払いの経済的性格を物語りさえする。

[3] レーニン<sup>註23</sup>は、賦役経済の特徴づけにあつて、四つの条件をあげる。すなわち――

第一に：自然経済の支配。自足的な・封鎖的な・一全体。「自足的・封鎖的」というのは一つの形容であつて、本質規定ではない。土地所有にもとづく生産を基本にしても、封建的生産様式は、それだけでは成立しない。限定された空間の範囲内で、人間の生産は完結しえない。生産物（「商品」）の交換は、人間の発生とともに古い。自給自足的ではあつても、それを完成することはない。<sup>註24</sup>

第二に：直接的生産者が生産手段一般及び特に土地を分与され、かつ土地に緊縛される。それでは、領主は、分与する土地をどこからえたか？ 領主が共同体から自立する時には、農民もまた自立する。領主がすでに土地を私的に

独占していれば、領主と農民の關係は、私的關係以外の何ものでもない。分与されるのは、私的に存在する領主（これは二律背反的用語であつて、その場合には領主はもはや領主ではない）によつてなされるのではなく、共同体の主体性を人格的に表現する者としての領主によつてなされ、領主もまた、領主という資格（身分）にもとづいて、土地を分与される。したがつて、近代的土地所有者（私的に存在する土地所有者）のように、土地所有がスコットランドにあるのに、コンスタンチノーブルで安楽な生涯を送るようなことはできない。農民が土地に緊縛されているとすれば、領主もまた土地に緊縛されている。農民の土地からの解放が、資本主義発展の基礎をなすとすれば、全く同様に、領主の土地からの解放もまたその基礎をなす。

第三に：地主への農民の人身的隷屬。農民が領主に人身的に隷屬しているとすれば領主もまた農民に人身的に束縛されている。レーニンはこの条件に関して、經濟外的強制が必要であるという。それが行使されなければ、農民は領主のために働らかないであろう、というわけである。果して、農民は、ひとり領主個人のために働らく（賦役する）のであろうか？ それなしに、農民の土地所有は、經濟的に実現するであろうか？ 領主の武力的背景、その名声、その伝統的權威等々による権力なしに、土地所有を脅やかしている外敵から自己の土地所有を安堵しえるか？<sup>註26</sup> こういう事情が満たされてなお「剰余」生産物を支払わねばならぬとすれば、その時には、領主はもはやその存在理由を失なつていたのであり、その時こそ經濟外的強制が、今や盜賊化した「領主」によつて行使されるであろう。

第四に：技術の低位性と硬直した状態。これは、資本主義生産様式に対比する限り、確かに、封建的生產様式の一特徴をなす。しかし、高度かつ躍進的な技術は、そこから出発するほかない。暗愚かつ卑屈な精神の持ち主である封建農民のなかに、光明ある高邁な精神がかくされていると同様に、低位かつ硬直した状態のどこかに雄々しい發展の可能性がかくされている。土地所有を絶對的に前提しない生産が社会的に一般化して来る時、農民は「地代」を生産する必要性から解放され、この「地代」部分を、彼ら自身の經營に振り向けるだ

ろう。「地代」生産が、生産主体性の再生産にとつて必要でなくなる時、「地代」生産にあてられていた労働は社会的に解放されて、生産力の一大発展の土台をなすだろう。

従来の見解とは全く逆に、封建社会の基礎的構造を説明するのに「経済外的強制」の力を借りる必要が全くない；というのが、現在までに達しているわたしの見解である。

註21 マルクス；『資本論』（13）1113～1114頁。

註22 「自立」について：福富正実氏は「農民が名目的な土地所有者から経済的に自立するということを前提」して「農民を農奴として土地に緊縛することができる」という。「封建的所有と経済外的強制をめぐる諸問題」『経済論叢』76の2，54頁。これは全く正しくない。農民が、氏のいうように、「経済的に自立する」ならば——ということは先産主体性をみずから再生産できるということである——領主は、その土地所有の「名目性」を失なう。農民が共同体から独立しては生産を完結できないがゆえに、すなわち、「経済的自立」していないがゆえに、農民は農奴身分にとどまらねばならぬのである。自立した生産者ではなく、媒介された（＝限定された）生産者である。自立した生産者は資本家においてはじめてみられる。

ついでに；自給自足性を「経済的自立」性に意味させるなら、それは空虚な抽象でしかない。最も経済的に自立している（みずからにおいて生産主体性を完成している）資本家において、最も非自給自足的である。

註23 レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』岩波文庫，上巻，240頁以下。

註24 拙稿「共同体の概念規定——一つの試み——」（未発表）参照。

註25 こういう問が発せられねばならぬ。農奴の発生を自由民の債務奴隷化においてみるのは、農奴を奴隷の上昇とみるのと同様に、事柄の筋道を明らかにしない。たとえそれが現実に行なわれたとしても、その事に農奴発生の原因があるのではない。しかも、そういう見解をもつ人々は、債権の発生を説明する義務があるのを忘れていようである。

別稿（「封建的土地所有の論理」）で言及したように、エス・デ・スカスキンは、封建的土地所有の規定において一つの有意義な示唆を与えたが、みずからこれを発展させなかつた。彼は、経済外的強制を誇張して来た誤まりを指摘し、スターリンにならつて、経済外的強制は「地代を手に入れる手段であつて、封建地代をなりたせる基礎ではない」という。そして、封建的土地所有そのものが経済外的暴力の結果であるという見解を、暴力や偽瞞は新しい社会を作りだす

本来の原因ではない、というエンゲルス言葉によつて打ち破つたと思つた。しかし、彼は、領主が債務奴隷化するに必要な債権の発生を経済的に説明する必要性については考え及ばなかつた。そして、彼自身もまた打ち破られたのである。

註26 クーランジュは一つの示唆を与える；「現在の王（領主中の領主，なすわち領主と考えてよい——友岡）の認可状を提示することができなければ，自分の所有地と雖も安全でなかつた。」『フランス封建制度起源論』明比達朗訳，50頁。